

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
平成28年12月26日（月） 午前9時00分	農業委員会	0790-82-0667	事務局長 加藤 逸生 （書記 木南 智）

## **件 名:バンク登録の空き家とセットの農地が1㎡から売買可能になります**

佐用町では、町の空き家バンクに登録の空き家に合わせて一定条件の農地を売買する場合に、1㎡から農地を売買することができるようになります。

1㎡から農地の売買が可能となるのは、県内初の取り組みです。これまでは、取引する農地を含めて3,000㎡以上が必要でしたが、今回の見直しで新たな移住・定住の促進を図ります。

### 記

#### 1. 開始年月日

平成29年1月1日 申請受付開始

#### 2. 別段面積の設定

別段面積(下限面積)を 1㎡とする。

#### 3. 対象となる農地

空き家バンクに登録した空き家の所有者が所有する遊休農地で、次の農地に該当しないこと。

- ① 賃借権、地上権などが設定された農地
- ② 農地中間管理権が設定された農地
- ③ 利用権が設定された農地
- ④ 作業受委託契約がされた農地
- ⑤ 多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の対象となっている農地
- ⑥ 地域などが取り組む集团的営農活動に参加している農地

#### 4. 問い合わせ

○農地に関する問い合わせ

佐用町農業委員会事務局 TEL 0790-82-0667 FAX 0790-82-0017

○空き家バンクに関する問い合わせ

佐用町商工観光課定住対策室 TEL 0790-82-0670 FAX 0790-82-0492